

相談・申請

介護サービスを必要と感じられましたら、まずはお電話等でご相談下さい。介護保険のサービスを利用するためには、まず「要介護(要支援)認定の申請」をすることが必要です。居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）あるいは地域包括支援センターの職員が申請の代行手続きもいたします。



訪問調査

市から委託を受けた調査員（ケアマネジャー）がご家庭や入院先を訪問し、心身の状態などについて聴き取り調査を行います。



要介護認定結果通知

原則として申請から 30 日以内に結果が文書で通知されます。

要介護「1～5」

要支援「1・2」

花見の里への入所を希望する場合

ショートステイ等（在宅サービス）を利用する場合

申込

居宅介護支援事業所のケアマネジャーに相談して紹介してもらるか、ご自分で直接花見の里までお申し込み下さい。

- ・申込書
- ・介護支援専門員の意見書
- ・介護保険証(写し)

の3点が必要となりますのでご用意下さい。
(※申し込みは虹の里，黒埼の里でもできます。)

ケアプラン作成

居宅介護支援事業所のケアマネジャー（※要支援認定者は地域包括支援センターの職員）が、ご本人やご家族に希望をお聴きし、介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を作成します。

また、ケアプランをもとにサービスを提供する事業者との調整を行います。

契約・サービス利用

利用するサービスが決まったら、各サービス提供事業者と契約し、ケアプランにもとづいてサービスを利用できます。

契約・入所

ベッドに空きが出ましたら、待機順位の最上位の方から入所していただきます。